

平成23年7月25日

総務大臣	片山	善博	様
外務大臣	松本	剛明	様
財務大臣	野田	佳彦	様
文部科学大臣	高木	義明	様
厚生労働大臣	細川	律夫	様
農林水産大臣	鹿野	道彦	様
経済産業大臣	海江田	万里	様
国土交通大臣	大畠	章宏	様
環境大臣	江田	五月	様
原発事故の収束及び再発防止担当大臣			
	細野	豪志	様
東日本大震災復興対策担当大臣			
	平野	達男	様

宮城県内における，東京電力福島第一
原子力発電所事故に伴う被害への対応
を求める要望書

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県は、福島県に隣接し、一番近い地点では東京電力福島第一原子力発電所（以下、「福島第一原発」という）から約45kmと同原発から福島市までと同距離にあることから、福島第一原発から飛散した放射性物質が県内の産業や県民生活に深刻な影響をもたらし、復興を目指す本県にとって由々しき事態になっています。

文部科学省が実施した航空機モニタリングの結果でも、本県の南部地域のみならず県北において、福島県内と同等の放射性物質の汚染が認められ、環境測定、除染対策、健康調査など福島県と同等の対策を実施することが急務となっています。

数日前には、県内の稲わら、牧草の暫定許容値超過や汚染肉用牛の流通などが明らかになり、県内全ての畜産農家が出荷の自主規制を余儀なくされるなど、生活・経営基盤が窮地に立たされているとともに、今後、肉牛以外の農林畜産物や水産物への被害拡大が懸念されます。

また、放射性物質を含む浄水発生土や下水汚泥が発生し続けており、県や市町村の負担が増しているほか、福島県と隣接する県南の市町を中心に県内全域で、子どもを抱える母親や若い女性から健康に対する不安の声が日ごとに高まっています。

以上のことから、下記について要望します。

記

1. 基本的事項について

(1) 放射線や放射性物質に係る測定や、福島第一原発事故

に端を發した損害については，国が実施又は全額補償すること。また，県や市町村が対応した経費については，既に対応したものも含め，国庫負担によりすべてを負担すること。

- (2) 国は，福島第一原発事故への対策について総合パッケージ化し，緊急対策について早期に明らかにするとともに，放射性物質の低減に向けて中・長期的な視点に立った抜本的な対策を打ち出すこと。

2. 緊急要望事項について

- (1) 牛肉の全頭検査に必要な体制を国の責任で早急に構築すること。また，安全性が確認されない肉用牛については，国の権限で出荷停止とし，その損害について，国の責任で全額補償すること。(厚生労働省，農林水産省)
- (2) 肉用牛等の除染方法や生きたまま検査する手法の確立に向けた調査研究を行うとともに，出荷停止を解除する基準の確立を図ること。(厚生労働省，農林水産省)
- (3) 出荷自主規制等により出荷が困難となる牛の全頭買い上げや，粗飼料の現物支給など，畜産農家の経営が維持できるよう措置すること。(農林水産省)
- (4) 福島第一原発事故後に収集された稲わら等は，高濃度

の放射性物質が含まれており，保管・処分方法を早急に明示するとともに，当該稲わら等の処分に要する経費を国の責任において補償すること。（農林水産省）

（５） 出荷自主規制や風評被害等により生産者及び流通・販売者に生じた損害について，国の責任で全額補償すること。（農林水産省）

（６） 本県の水産業や水産資源が取り返しのつかない被害を受けかねないことから，今後，福島第一原発から海洋に放射性物質を含む汚染水を放水させないこと。また，水産物等が汚染され，損害が生じた場合には，全量買い上げ等の措置により補償を行うこと。（農林水産省，経済産業省）

3．放射能の分析拠点施設の整備について

本県に国設の放射能分析センターを早期に設置すること。（文部科学省）

4．測定体制の整備について

（１） 空間放射線線量率の測定や農畜産物，林産物，水産物，水道水，上下水処理等副次産物，農地土壌，ばいじん，海水等に含まれる放射性物質の濃度の測定を行うため県や市町村等が実施するサンプリング，測定機の購入及び委託での測定の経費について，既に対応した経費も含め，その経費のすべ

てを国庫負担とすること。(文部科学省, 厚生労働省, 農林水産省, 国土交通省, 環境省)

- (2) 福島第一原発を中心にした緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI)の予測範囲を宮城県域まで拡大するとともに, 定期的に情報提供をすること。(文部科学省)

5. 健康への対応について

- (1) 本県では福島県と同等の放射性物質汚染が認められることから, 同県と同様に, 全県民を対象としたホールボディカウンター等による検査や18歳以下に対する甲状腺検査などの健康調査を実施すること。(厚生労働省, 経済産業省)
- (2) 原子力災害から子どもをはじめとする県民の健康確保のため, 必要な事業等を中長期的に実施するための健康基金(仮称)を創設すること。(内閣府, 厚生労働省)

6. 学校等における給食の安全確保について

学校等における給食の食材に関して不安が高まっていることから, 食材の安全安心な流通確保など, 不安を払拭させる対策を講ずること。(文部科学省, 農林水産省)

7. 汚染土壌等の処分について

- (1) 放射性物質による汚染土壌の除染については，東北大学などにおいて先進的な研究を実施しているので，これを活用するなど，リーディングプロジェクトを立ち上げ，汚染土壌の除染方策を直ちに提示するほか，これを含めた住民の年間積算線量をできるだけ低減させるための対策指針を早急に策定すること。特に放射線に対して影響の大きい乳幼児，児童生徒のための具体的対策を示すこと。(文部科学省，厚生労働省)
- (2) 県や市町村，町内会などの地域団体等が行った，幼稚園や保育所，小中学校，地域の側溝等における放射性物質による汚染土壌の検査，除染及び処分に係る経費，並びに放射性物質の汚染に起因する廃棄物等の保管，処分等に際し生じた追加的経費については，既に対応した経費も含め，経費のすべてを国庫負担とすること。(文部科学省，厚生労働省，農林水産省，国土交通省，環境省)
- (3) 県や市町村が行った放射性物質が含まれる浄水発生土等の保管，処分等にかかる経費については，既に対応した経費も含め，経費のすべてを国庫負担とするほか，汚染の程度にかかわらず処分先を確保すること。(厚生労働省，国土交通省)

8．観光産業への対応について

- (1) 風評被害等により本県観光事業者に生じた損害について、国の責任で全額補償すること。(国土交通省)

- (2) 外国人観光客を呼び戻すため、海外への正確な情報発信の強化等により風評被害の早期払拭に努めるとともに、諸外国に対し、日本及び東北への渡航制限の緩和を働きかけること。(外務省、国土交通省)

9．貿易の円滑な促進について

- (1) 農林水産物、加工食品や工業製品、貿易等に関して国内外に生じている広範な風評の払拭のための対策を、国が確実に実施すること。また、輸出製品等に対する諸外国の規制措置への対応など、取引の円滑化を図るため、国が放射線検査体制を整えること。さらに、諸外国に対して、正確な情報の発信を行うとともに、過剰な規制等に対しては早期の是正を求めること。(外務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

- (2) 輸出の際に必要な放射性物質検査費用は高額であり、輸出にあたっての障壁となっていることから、国において事業者に対する十分な助成措置を講じること。また、輸入停止や風評被害などにより損害を被った輸出関連事業者に対して、全額賠償措置を講じること。(文部科学省、農林水産省、

経済産業省)

- (3) 港湾において、輸出又は移出する貨物又はコンテナの放射線線量等の測定を行うため、県又は民間企業が必要とする経費(測定機器等の購入及び検査経費等)については、その経費のすべてを国庫負担とすること。また、貨物又はコンテナの放射線線量等の測定により除染を行う必要が生じた場合の除染その他必要な対応に要する経費、並びに除染の際に生じた廃棄物等の保管、処分等の経費についても、その経費のすべてを国庫負担とすること。(国土交通省、経済産業省)

10. 情報開示について

原子力災害、放射能汚染及び健康影響に関する情報については、速やかにすべてを公開すること。(文部科学省)

11. 広報の充実について

放射性物質にかかる人の健康や生活に対する影響を踏まえ、年間積算線量の上限値など、放射性物質汚染に関する様々な基準を明確化し、国民に分かりやすく広報すること。(文部科学省)